

公益社団法人 香川県看護協会 定款細則

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 会員 (第2条-第4条)
- 第3章 会費 (第5条-第7条)
- 第4章 総会 (第8条-第9条)
- 第5章 理事 (第10条-第12条)
- 第6章 監事 (第13条)
- 第7章 役員選挙 (第14条-第22条)
- 第8章 理事会 (第23条-第24条)
- 第9章 推薦委員会 (第25条)
- 第10章 支部 (第26条)
- 第11章 公益社団法人日本看護協会との関係
(第27条)
- 第12章 会計 (第28条)
- 第13章 事務局 (第29条-第32条)
- 第14章 補則 (第33条-第34条)
- 附 則

第1章 総 則

(定款細則の目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人香川県看護協会(以下、「本会」という。)定款第5条、第13条10号の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

- 第2条 正会員になろうとする者は、入会金及び当該年度の会費を添えて、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第5条及び第6条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。
- 3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

- 4 定款第9条の規定により除名された者は、定款第6条3項に加え、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。
- 5 総会で決定された名誉会員に対し、本会は名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付するものとする。

(退会の手続き)

- 第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出なければならない。
- 2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。
- 3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所の変更)

- 第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

第3章 会 費

(入会金)

- 第5条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし、退会後再び正会員になろうとする場合は、入会金の納付を要しない。

(会費等)

- 第6条 正会員の会費は、1か年6,000円とする。
- 2 維持管理費は50,000円とし、分割納入することができる。
- 3 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

- 第7条 会費は、毎年1月20日までに翌年度分を前納しなければならない。ただし、入会した日の属する年度分の会費については、第2条第1項の

定めるところによる。

第4章 総会

(開催期日)

第8条 定時総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

(総会運営規則)

第9条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款及びこの定款細則に定めるものによるものとする。

第5章 理事

(忠実義務)

第10条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第11条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第12条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

第6章 監事

(構成)

第13条 監事は本会の業務運営に精通した者2名を選出するものとする。

第7章 役員選挙

(役員)

第14条 役員は、総会において、正会員の中から正会員が選出する。

(役員等の改選)

第15条 役員は概ね半数ごとに改選する。

(選挙管理委員会)

第16条 議長は、総会において、正会員の中から選挙管理委員5名を定める。

2 議長は、選挙管理委員長に対して、投票前に委任状を渡しておかななければならない。

(役員候補者)

第17条 役員に立候補しようとする者は、正会員10名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に定時総会の3箇月前までに届け出なければならない。

2 第25条に定める推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に定時総会の2箇月前までに送付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前2項の役員の立候補者名と推薦名簿を総会の30日前までに会員に発表しなければならない。

(投票時間)

第18条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第19条 役員選任決議の採決は、記号を用い連記

無記名でこれを行う。ただし、議長の判断で挙手
によることができる。

2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第20条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第21条 出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(選挙規程)

第22条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 理事会

(議長)

第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(理事会運営規則)

第24条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第9章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第25条 本会に推薦委員会をおく。

2 推薦委員会は、本会の役員及び推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に

際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員は、6名をもって構成する。

4 推薦委員は、総会において正会員から選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。（委員の選出は、半数ずつを1年毎の交互に選出するものとし、再任はできない。）

6 委員長は、委員の互選により選任する。

7 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第10章 支部

(支部運営規則)

第26条 支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

第11章 公益社団法人日本看護協会との関係

(法人会員)

第27条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

第12章 会計

(会計処理規程)

第28条 本会の会計は、理事会において別に定める会計処理規程によりこれを処理する。

第13章 事務局

(職員)

第29条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤職員を含む。以下同じ。）を置く。

(職務分掌)

第30条 職員の職務分掌については、理事会の決議により別に定める。

(給与等)

第31条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

(組織及び運営)

第32条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(定款細則の変更)

第33条 この定款細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条第1項「入会金」及び第6条第1項「会費等」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第34条 この定款細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この定款細則は、平成24年4月1日から施行する。